



平成23年11月29日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渋 谷 猛
コ ー ド 番 号 4 3 5 2 札幌証券取引所
問 合 せ 先 経営管理本部長 松本敬一
(TEL 03-5302-1901)

札幌証券取引所への「改善報告書」提出に関するお知らせ

当社は、平成23年11月15日付で証券会員制法人札幌証券取引所より、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第14条第3項の規定に基づき、平成23年11月22日付提出の「改善報告書」において、その内容が明らかに不十分であるとして、経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」(2回目)の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり札幌証券取引所へ提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添資料：改善報告書

以上

改 善 報 告 書

平成 23 年 11 月 29 日

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明 殿

日本産業ホールディングス株式会社
代表取締役社長 渋谷 猛

このたび、当社は、適時開示を適切に行うための体制において改善の必要性が高いと認められたため、平成 23 年 11 月 22 日付でその経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたしましたが、同報告書の内容が明らかに不十分であるとの指摘を受けました。よって、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 3 項の規定に基づき、改善報告書をここに再提出致します。

I. 経 緯

1. 連結子会社の対象事業の実態についての訂正開示を札幌証券取引所が設けた期限までに行なうことが出来なかった経緯

(経緯)

当社は、平成 23 年 8 月 10 日付の「社内調査報告書の調査結果について」、平成 23 年 8 月 11 日付「過年度有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信等の修正に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、当社子会社であった株式会社アルファ・テクノロジー（以下「対象子会社」という。平成 22 年 10 月 12 日付所有全株式売却済）において行なっていたモバイルカイト事業（以下、「対象事業」という。）に関する社内調査を完了しておりました。しかしながら、平成 23 年 10 月中旬ごろ対象事業は、第三者より広告依頼主及び業務委託業者間で従来からあった事業（一部出会い系サイト運営に絡んだコミュニティサイト運営）に絡んだ事業実態であるとの指摘を受けました。その指摘事項を当社取締役会への報告を経て、平成 23 年 10 月 24 日～26 日にかけて証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札証」という。）へ第三者より指摘を受けた事業実態について書面で報告をさせていただきました。その報告後、札証より平成 23 年 10 月 31 日付「会社情報関係事項照会書」として、対象事業の実態について再調査を行い、本当の事業内容等について平成 23 年 11 月 14 日までに開示するように通知を受けておりました。当社として、対象事業に関与した関係者からの協力を基に、対象事業の事業実態について把握するように努めておりましたが、以下の理由により、札証が求めていた開示提出期限である平成 23 年 11 月 14 日時点では対象事業の事業実態について開示する内容に至りませんでした。

① 事業の実態について、当社内に対象事業に関与した人物及び対象事業に関する関連資料等も十分に存在せず、関係者からの明確な裏付けの最終確認が取れていなかったこと。

- ② 平成 23 年 11 月 10 日の取締役会において、当社社外取締役から、第三者より指摘されたことについて、当社として事実確認がなされていない状況下では開示すべきではなく、あくまで「第三者より、対象事業の事業実態について報告を受けた」という事実を追加・補足開示すべきとの意見がありました。また、第三者に協力・了解を得た提出済の平成 23 年 8 月 10 日付「社内調査報告書の調査結果について」を開示し、結論づけたにも関わらず、平成 23 年 10 月中旬頃に唐突に対象事業の本当の事業実態を指摘されたことにその第三者の意図・真意を把握した上で、当社として時間をかけて慎重に再調査したものと追加・補足開示すべきとの意見があったこと。

本来ならば、上記①②の理由があったにせよ、証明が必要と認めた内容を適時開示規則に沿って正確に開示すべきなのですが、社外取締役への理解を含めた社内手続き、対象事業に関与した関係者及び第三者への調整ができず、証明が求めた提出期限までに開示する内容に至らず、遅延する結果となってしまいました。

そして、最終的には、平成 23 年 11 月 18 日付「(追加) 社内調査報告書の調査結果について」にて発表のとおり、上記①～②に関する調整及び当社社内の開示に関する確定作業が完了したことにもない、平成 23 年 11 月 18 日に開示を行った次第であります。

(問題点)

まず、対象事業を開始するにあたり、当社社内手続き及び対象子会社内手続きにおいても、社内の稟議決裁手続きや取締役会決議など適切な社内手続き及び意思決定過程を経ておらず、そのため対象事業に関する情報が少なく、対象事業や取引先の実態及び取引内容を十分には把握できていない状況が存在しておりました。

さらに、平成 23 年 11 月 10 日の取締役会の時点では、適時開示にあたり、社外含めた取締役全員に、証明が指定した期日を遵守するという強い姿勢が欠如しており、対象事業に関する実態の再調査姿勢、対象事業に関与した関係者への確認作業及び第三者への調整等の作業を先延ばしにしておりました。これらは当社の経営陣も含む従業員の適時開示規則に関する認識不足であると、非常に深く反省しております。

2. 平成 23 年 11 月 14 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の開示を遅延した経緯 (経緯)

当社は、平成 23 年 8 月 16 日付で開示した「平成 23 年 6 月期決算短信」にて、平成 24 年 6 月期の連結業績予想を発表しております。この連結業績予想には平成 23 年 8 月 4 日付で開示した「子会社の業務提携締結及び商号変更に関するお知らせ」にて発表しておりますとおり、新たに業務提携してタブレット端末を日本国内で販売していく計画を念頭にした売上及び利益の予算を含んでおります。しかしながら、製品製造の遅れが生じ、当初の計画より大幅に計画を修正する必要性が発生いたしました。その修正内容については、平成 23 年 11 月 10 日の取締役会にて「連結業績予想修正の件」という議題にて一旦決議をい

たしましたが、その開示にあたり、修正理由について社外取締役から取引先との交渉状況について、より具体的に報告すべきとの意見により、再度内容を検討および決議することといたしました。当初、「連結業績予想修正の件」の決議を行った平成 23 年 11 月 10 日に即座に開示を行う必要があったにもかかわらず、再度、内容の検討および決議を要したことにより遅延が発生し、平成 23 年 11 月 14 日に開示を行った次第であります。

(問題点)

今回の「連結業績予想の修正に関するお知らせ」を最終的には平成 23 年 11 月 14 日付で開示することになりましたが、「連結業績予想の修正」につきましては、取締役会の決議を要する重要な決定事項、さらには株価への影響がある重大な適時開示事項であり、公正な株価・市場の形成および株主や投資家の皆様の保護を目的とする適時開示を行う義務がある上場会社として、修正内容およびその修正理由についても十分に検討・議論して、決議を行い、その決議後、速やかに適時・適切な開示を行うという適時開示規則を遵守する姿勢の重大な欠如によるものと認識しております。また、当社は業務の適正を評価するための内部統制システムが機能しておらず、上述の修正内容や修正理由に係る適正適切な情報伝達が欠如しておりました。

このことは、当社に対してご支援をいただいている株主及び投資家の皆様と、証券市場に対して多大なるご迷惑をおかけしたことは誠に遺憾であり、深く反省しております。

3. 平成 23 年 10 月 11 日付「支配株主等に関する事項」の開示を遅延した経緯

(経緯)

当社は平成 23 年 6 月 30 日現在（事業年度）において、3 ヶ月以内に支配株主等に関する事項を開示する義務が発生しておりました。しかしながら、平成 23 年 8 月 3 日付「親会社、その他の関係会社、主要株主及び筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて発表しているとおり、平成 24 年 6 月期において、親会社、その他の関係会社、主要株主及び筆頭株主の異動が発生し、支配株主には該当しないことになっておりますが、その認識を平成 23 年 6 月期にも適用されると思い込みによる開示基準を誤認識しておりました。しかし、平成 23 年 10 月上旬頃、札証より、「支配株主等に関する事項」の開示の指摘を受け、平成 23 年 10 月 11 日に開示するに至りました。

(問題点)

当社の社内体制が、適時開示に求められる一定の知識・水準に達していないことが原因と思われます。また、当社内に「適時開示にかかるガイドブック」はあっても、実質、開示すべき内容を十分に把握できておらず、適時開示体制に関する社内体制が十二分に機能できていない状況であります。

4. 平成 23 年 10 月 12 日付「平成 23 年 6 月期決算短信」を訂正した経緯

(経緯)

当社は、平成 23 年 8 月 16 日付「平成 23 年 6 月期決算短信」を発表しております。決算短信を開示するにあたり、当社内で複数回の見直し作業を経て、発表させていただいております。過去においても決算短信発表後に複数回の訂正を行うことを繰り返している状況下、今回もまた、当社のチェック体制の甘さ及び当社社内の事後的な検証が機能せず、札証より訂正箇所の指摘を受け、再度当社内でチェックを行ったところ、「平成 23 年 6 月期決算短信」に訂正箇所が見つかり、平成 23 年 10 月 12 日に訂正させていただきました。

(問題点)

当社の開示文を発表する過程におけるチェック体制の甘さ及び開示後の事後的な検証の不十分さ等、上場会社としてあってはならない事態を生じさせたものと認識しております。

このことは、当社に対してご支援をいただいている株主の皆様、投資家の皆様と証券市場に対して多大なるご迷惑をおかけしたことは誠に遺憾であり、深く反省しております。

5. 変更が生じているコーポレート・ガバナンス報告書が未提出になった経緯

(経緯)

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を平成 22 年 12 月 21 日付で提出しております。その後、平成 23 年 5 月 25 日付「取締役異動（辞任）に関するお知らせ」発表時、平成 23 年 6 月 14 日付「一時取締役選任に関するお知らせ」発表時、平成 23 年 9 月 29 日開催の「定時株主総会」終了時、平成 23 年 10 月 20 日付「監査役の異動（辞任）に関するお知らせ」発表時に合計 4 回の変更が生じているにも関わらず、変更後の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出義務を失念しておりました。なお、平成 23 年 11 月 15 日付札証からの改善報告書の徴求により指摘を受け、失念していることを認識するに至り、平成 23 年 11 月 22 日付で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出しております。

(問題点)

上記 3.における内容と同様に、適時開示に関して一定の知識・水準に達していないことが原因と思われます。

II. 「提出済み報告書」記載の改善措置

当社は、本改善報告書提出に際して、対象子会社における対象事業に関連した下記の報告書を提出しております。

- ・ 平成 23 年 2 月 28 日付「金融商品取引法第 26 条に基づく報告について（報告理由：平成 22 年 6 月期有価証券報告書、確認書及び内部統制報告書を法定の期限までに提出できなかった原因及び認識、提出先：北海道財務局）」、
- ・ 平成 23 年 8 月 10 日付「社内調査報告書の調査結果について」
- ・ 平成 23 年 8 月 15 日付「金融商品取引法第 26 条に基づく報告について（報告理由：訂正有価証券報告書および訂正四半期報告書を提出する経緯、理由、管理体制及び再発防止策等、提出先：証券取引等監視委員会）」

以下、上述した提出済みの報告書に記載した改善措置を転記いたします。

- ・ 平成 23 年 2 月 28 日付 金融商品取引法第 26 条に基づく報告より転記

■開示書類の提出遅延に係る再発防止策及び開示書類に関する法令遵守態勢の整備

(1) コンプライアンスに関する意識の強化

まず、今回の問題の根本的な原因が当社グループ全体におけるコンプライアンス重視、特に手続きの重視の意識の低さにあたったことは否定出ません。

そこで、まず、代表取締役をはじめに取締役一同がコンプライアンス重視、手続き重視の重要性について再認識するとともに、当社従業員、子会社を含む役職員へも周知徹底し、教育していきます。

そして、当社は、法令等に従った適切な開示を行うことで、上場企業の責任として、経営の健全性、透明性を確保し、投資家及び利害関係者に対しての説明責任を果たしていく、今回の件により失った市場からの信頼を回復していく所存でございます。

(2) 内部統制の再構築

当社は、コンプライアンスを考慮した社内規定自体は一応の整備がなされているものの、現実には社内規定が遵守されていないことが多々見受けられており、その運用上の問題があります。

今後は、当社の意思決定過程において、社内規定の遵守を徹底することが、当社の内部統制の再構築においては重要視すべき事項であると考えております。

また、法令、社内規定が遵守されているかを事後的に検証、評価する体制を再構築すべく、現在、内部統制体制の見直しについて検討を始めているところです。

かかる内部統制体制の見直しに備えた定款変更その他必要事項の決議のため、臨時株主総会の基準日を設定しておりますが、現状ではまだ十分な検討がなされていない状況ですので、検討の上、見直しが必要な場合には、平成 22 年 3 月までには、内部統制体制の再構築を実行することを目標としております。

(3) 子会社管理態勢の再構築

① 子会社管理方針の転換

当社は、子会社の経営の自主性を尊重することが、子会社の成長に繋がると考え、子会社の自主性を尊重してきましたが、これを契機に、子会社の管理を徹底することが、収益性の確保とコンプライアンスの重視を両立させるものと判断し、これまでの方針を転換し、子会社を厳格に管理する方針を採用することとしました。

② 事業グループの再構築

まず、当社は、既存の事業のうち美容関連事業、ベーカリー事業に経営資源を集中することで収益性の改善を図るとともに、新規事業の開拓により発展目指すため、対象子会社株式を売却し、対象子会社を当社グループ外へ分離するとともに、株式会社プライムファーム（以下「プライムファーム」といいます。）の事業のうちベーカリー事業を日本産業総研株式会社（以下「日本産業総研」といいます。）に移管したうえで、プライムファーム株式を売却し、プライムファームを当社グループ外に分離しました。

当社の平成22年6月末時点における子会社3社のうち、その経営の自主性を尊重していたのは、対象子会社及びプライムファームであり、結果としては、現状の当社の子会社（日本産業総研及び日本産業総研の子会社から当社の直接の子会社となつたロータスコスメビュート株式会社）は当社による管理が完全に及んでいる体制となっております。

③ 子会社社内規定の整備

現状では、子会社の社内規定が完全に整備されておらず、親会社の規定に準じた社内手続きを行うことが奨励されるレベルです。

そこで、平成22年3月までに、子会社の規模、実状に応じた社内手続き規定を整備し、子会社においてそれを遵守する体制を整備していくことを予定しております。

④ 与信管理及び取引先管理の徹底

子会社の事業において新規取引との取引を開始するにあたっては、取引先の実態、財務状況等に関する調査を徹底することで、不明瞭な取引が発生しないようにします。

・平成23年8月10日付 社内調査報告書の調査結果より転記

■今後の再発防止策及び法令順守体制の整備実施の状況

当社においては、社内規定に従った意思決定手続が履践されていないことは認識しておりましたが、それほどの問題意識を有せず、組織体制の見直し等を行おうともせず、その結果、今回の一連の事態を招きました。

本件を契機に内部統制上の問題を検討し、当社グループにおける内部統制上の問題点及びその改善の必要性を認識するにいたっており、次のような再発防止策を講じ、今後このような事態を起こさないために法令遵守体制を整備して参ります。

(1) 子会社管理体制の再構築

① 子会社管理方針の転換

これを契機に、子会社の管理を徹底することが、収益性の確保とコンプライアンスの重視を両立させるものと判断し、これまでの方針を転換し、平成23年8月より子会社を厳格に管理する方針を採用します。

② 子会社管理規定、子会社社内規定の整備

現在、実効上、問題の原因となった対象子会社は、連結グループから切り離しましたが、今後の再発防止の観点から、平成23年12月末日までに、現状の事業内容及び将来の事業

計画の内容に即した新組織制度の立案と必要な社内規定の改訂を行うとともに、子会社においても、その規模、実状に応じた社内規定を整備し、それを遵守する体制を整備していくことを予定しております。

なお、社内規定の整備、改定に際しては、今回の事象を招いた手続き上の問題点を踏まえ、以下の内容を盛り込むことを想定しております。

子会社については、

- ・新規事業の企画・立案についての資料作成、事業計画の策定等の義務化
- ・意思決定のための与信調査、取引調査についてその内容、手順の明確化及びエビデンス保存の義務付け
- ・新規事業の開始、事業に関する各契約締結の際の当社への報告、承認手続の明確化
- ・社内ルールが遵守されるようなチェック体制の構築

当社については、

- ・子会社から報告を受けた際の稟議手続
- ・子会社に関する決定事項の承認決裁プロセスの見直し
- ・子会社に関する重要取引先との承認プロセスと定期的な接触

その上で、平成 24 年 3 月まで、実際の運用を行い、その運用状況に応じた更なる改訂が必要な事項については見直しを行い、同年 7 月からの当社新事業年度開始時までに新たな組織制度の確立を目指します。

子会社管理体制の整備を行ったうえで、その運用を徹底してまいりますが、平成 23 年 12 月末までの間は、当社管理部門従業員を子会社の役員に配置することで、当社管理部門からの牽制を強化し、当社の社内規定を準用しての意思決定、当社への報告、申請等がなされるよう指導を徹底していきます。

特に、子会社の事業において新規取引先との取引を開始するにあたっては、与信管理、取引先調査を必須とし、当社管理部門において実施状況を監視することで、不明瞭な取引が発生しないようにします。

(2) 内部監査の充実

現在、内部監査室を組織として設定しておりますが、人員や組織の問題で十分に機能していないのが現状となっています。これを契機に、独立的評価による監視活動として機能し、内部統制が有効かつ効率的であるかどうかについてこれを継続的に監視するために、内部統制の整備状況を評価し、運用状況を検証して、内部統制の改善に関して助言し、勧告すること等を業務とする内部監査室を充実させ、実効性あるものにしていきます。

具体的には、以下の事項を内部監査室強化の対象としていきます。

- ・企業経営全体のモニタリング機能としての位置づけ
- ・リスクベースの監査の拡大
- ・グループ会社への監査範囲の拡大
- ・日本版 SOX 法対応における内部監査機能の強化

また、より実効性ある組織体にしていくために、平成23年10月まで当社で専任となる内部監査室人員を雇用し、代表取締役の直属組織となる内部監査室を独立的な評価組織として、当社のみならず、子会社の業務・管理を明確に内部監査対象としていきます。

さらに、外部監査といわれている監査法人による会計監査と監査役監査と必要な打合せを隨時実施していく、双方が牽制機能を十分に発揮できる体制を構築していく所存であります。

(3) コンプライアンスに関する意識の強化

今回の問題の根本的な原因が当社グループ全体におけるコンプライアンス重視、特に手続き重視の意識の低さにあったことは否定出きません。

そこで、まず、代表取締役をはじめとして取締役一同がコンプライアンス重視、手続き重視の重要性についての認識を改めるとともに、当社グループの役職員への教育の機会を平成23年10月より定期的に設けるなどの周知徹底の方策を検討し実施を図って参ります。

そして、当社は、法令等に従った適切な開示を行うことで、上場企業の責任として、経営の健全性、透明性を確保し、投資家及び利害関係者に対しての説明責任を果たしていき、本件により失った市場からの信頼を回復していく所存でございます。

・平成23年8月15日付 金融商品取引法第26条に基づく報告より転記

■当社が既に行い又は行おうとしている再発防止策及び法令遵守体制の整備の状況

当社においては、社内規程に従った意思決定手続が履践されていないことは認識しておりましたが、それほどの問題意識を有せず、組織体制の見直し等を行おうともせず、その結果、今回の一連の事態を招きました。

本件を契機に内部統制上の問題を検討し、当社グループにおける内部統制上の問題点及びその改善の必要性を認識するにいたっており、次のような再発防止策を講じ、今後このような事態を起こさないために法令遵守体制を整備して参ります。

(1) 子会社管理体制の再構築

① 子会社管理方針の転換

これを契機に、子会社の管理を徹底することが、収益性の確保とコンプライアンスの重視を両立させるものと判断し、これまでの方針を転換し、平成23年8月より子会社を厳格に管理する方針を採用します。

② 子会社管理規程、子会社社内規程の整備

現在、実効上、問題の原因となった対象子会社は、連結グループから切り離しましたが、今後の再発防止の観点から、平成23年12月末日までに、現状の事業内容及び将来の事業計画の内容に即した新組織制度の立案と必要な社内規程の改訂を行うとともに、子会社においても、その規模、実状に応じた社内規程を整備し、それを遵守する体制を整備していくことを予定しております。

なお、社内規程の整備、改定に際しては、今回の事象を招いた手続き上の問題点を踏ま

え、以下の内容を盛り込むことを想定しております。

子会社については、

- ・新規事業の企画・立案についての資料作成、事業計画の策定等の義務化
- ・意思決定のための与信調査、取引調査についてその内容、手順の明確化及びエビデンス保存の義務付け
- ・新規事業の開始、事業に関する各契約の締結の際の当社への報告、承認手続の明確化
- ・社内ルールが遵守されるようなチェック体制の構築

当社については、

- ・子会社から報告を受けた際の稟議手続
- ・子会社に関する決定事項の承認決裁プロセスの見直し
- ・子会社に関する重要取引先との承認プロセスと定期的な接触

その上で、平成 24 年 3 月まで、実際の運用を行い、その運用状況に応じた更なる改訂が必要な事項については見直しを行い、同年 7 月からの当社新事業年度開始時までに新たな組織制度の確立を目指します。

子会社管理体制の整備を行ったうえで、その運用を徹底してまいりますが、平成 23 年 12 月末までの間は、当社管理部門従業員を子会社の役員に配置することで、当社管理部門からの牽制を強化し、当社の社内規程を準用しての意思決定、当社への報告、申請等がなされるよう指導を徹底していきます。

特に、子会社の事業において新規取引先との取引を開始するにあたっては、与信管理、取引先調査を必須とし、当社管理部門において実施状況を監視することで、不明瞭な取引が発生しないようにします。

(2) 内部監査の充実

現在、内部監査室を代表取締役直轄の組織として設定しておりますが、人員や組織の問題で十分に機能せず、形骸化しているのが現状となっています。これを契機に、独立的評価による監視活動として機能し、内部統制が有効かつ効率的であるかどうかについてこれを継続的に監視するために、内部統制の整備状況を評価し、運用状況を検証して、内部統制の改善に関して助言し、勧告すること等を業務とする内部監査室を充実させ、実効性あるものにしていきます。

具体的には、以下の事項を内部監査室強化の対象としていきます。

- ・企業経営全体のモニタリング機能としての位置づけ
- ・リスクベースの監査の拡大
- ・グループ会社への監査範囲の拡大
- ・日本版 SOX 法対応における内部監査機能の強化

また、より実効性ある組織体にしていくために、平成 23 年 10 月まで当社で専任となる内部監査室人員を雇用し、代表取締役社長の直属組織となる内部監査室を独立的な評価組織として、当社のみならず、子会社の業務・管理を明確に内部監査対象としていきます。

さらに、外部監査といわれている監査法人による会計監査と監査役監査と必要な打合せを隨時実施していく、双方が牽制機能を十分に発揮できる体制を構築していく所存であります。

(3) コンプライアンスに関する意識の強化

今回の問題の根本的な原因が当社グループ全体におけるコンプライアンス重視、特に手続き重視の意識の低さにあったことは否定できません。

そこで、まず、代表取締役をはじめとして取締役一同がコンプライアンス重視、手続き重視の重要性についての認識を改めるとともに、当社グループの役職員への教育の機会を平成23年10月より定期的に設けるなどの周知徹底の方策を検討し実施を図って参ります。そして、当社は、法令等に従った適切な開示を行うことで、上場企業の責任として、経営の健全性、透明性を確保し、投資家及び利害関係者に対しての説明責任を果たしていき、本件により失った市場からの信頼を回復していく所存でございます。

III. 「提出済み報告書」記載の改善措置の実施状況

上述の改善措置について、主に4項目（コンプライアンス、内部統制、子会社管理体制、内部監査）に分類し、実施状況を以下に記載いたします。

(1) コンプライアンスに関する意識の強化

当社は平成23年9月29日開催の定時株主総会にて当社の経営陣に大幅な変更が生じ、代表取締役社長渋谷猛を中心とした新経営体制への移行を契機に、コンプライアンスに関する意識強化を重要課題と位置付け、経営陣はもちろんのこと、子会社を含めた従業員に対して周知徹底に向け取り組んでおります。

(2) 内部統制の再構築

当社は、対象子会社対象事業における業務プロセス等にかかる内部統制の構築に重大な欠陥が生じ、内部統制の再構築を掲げてまいりましたが、当社代表取締役会長であった鮎川純太（平成23年9月29日付で取締役会長就任、以下「鮎川」という。）率いる旧経営陣のコンプライアンスに対する意識がまだまだ不十分であったこと、平成23年3月以降に当社資金繰りが逼迫していたことにともない、鮎川を中心に新スポンサー探しに時間を費やしており、その後、平成23年8月3日「親会社、その他の関係会社、主要株主及び筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて発表のとおり、当社経営陣に大幅な変更が生じる可能性があったために、内部統制の再構築に取り組めていない状況が続いておりました。その結果、平成23年9月30日付「内部統制監査報告書に関する意見不表明についてのお知らせ」にて発表のとおり、過去2年連続して内部統制報告書制度における重要な評価手続きを実施できていない状況であります。その反省を改めまして、今期こそは代表取締役社長渋谷猛率いる新経営陣のもと、外部に向けて報告可能な「内部統制監査報告書」作成に向けて

の取組みを開始いたしました。平成 23 年 11 月 25 日に当社会計監査人と当社代表取締役、当社監査役、内部監査室及び経営管理本部スタッフ間で内部統制監査に関する打合せを行い、内部統制の基本方針、内部統制監査スケジュールの確認、及び「全社的内部統制」、「決算財務報告プロセス」、「業務プロセス」に関する評価範囲の確認作業を行いました。その中で、統制活動に関する方針や手続きに関する指針を具体化する作業を開始しております。今後も、適宜、会計監査人、取締役、監査役、内部監査室、経営管理部の間で連携を取りながら、進捗状況や問題点の確認、改善を行なながら、内部統制監査スケジュールに基づき、「内部統制監査報告書」を作成してまいります。

（3）子会社管理体制の再構築

当社は、子会社管理体制を徹底的に見直しております。当社はまずグループ会社の再編に取組みました。平成22年10月12付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて発表のとおり対象子会社を売却、平成22年11月30日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」のとおり株式会社プライムファームを売却、平成23年7月29日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」のとおりロータスコスメビュート株式会社を売却し、当社の連結子会社は株式会社ヴァンデージ（以下「ヴァンデージ」という。）一社のみであります。ヴァンデージの管理体制は、当社代表取締役社長渋谷猛がヴァンデージの代表取締役社長を兼任し、ヴァンデージの経営体制及び業務執行手続きを徹底的に監視しております。また、ヴァンデージの入出金の管理、承認プロセス、重要な取引先との折衝及び定期的な接触をすべて当社経営管理本部にてとりおこなっております。また、平成23年8月4日付「子会社業務提携締結及び商号変更に関するお知らせ」にて発表のとおり、ヴァンデージにおける当社子会社新規事業であるタブレット事業の企画・立案等の資料作成、事業計画の策定などを含めた子会社管理を当社経営管理本部にて徹底する仕組を構築しております。また、ヴァンデージにおける月1回第2木曜日に開催するベーカリー事業部店長会議にも、当社取締役及び経営管理本部スタッフが平成23年10月より参加し、監視機能の強化を働きかせ、不明瞭な取引が発生しないようにチェックしております。

しかしながら、上述の通り事業の選択と集中の観点から数度にわたり組織変更が行なわれてきたため、現況の業務プロセスや社内規定、子会社管理規定等、実情に応じて改定する等の書面手続き作業が追い付いておりません。早期に現状に応じた社内規定の見直し整備を行い、その運用を徹底してまいります。

（4）内部監査の充実

形骸化しておりました内部監査室に、平成 23 年 9 月より新たな人員を補充し、独立した社内の内部監査室によりモニタリングする体制を整えつつあります。平成 23 年 10 月中旬頃に代表取締役社長渋谷猛及び監査役駒形幸春宛に当社第 21 期内部監査計画書を提出し、その計画書に沿った内部監査を隨時実施しております。同時に、上述の内部統制再構築の

内容のとおり、早期に内部統制の有効性を評価し、その結果を外部に向けて報告できる作業に取組み、企業経営全体のモニタリング機能を実行できる内部監査体制を充実してまいります。

IV. 今回の不適切な適時開示体制における改善措置

上記Ⅱに記載の改善措置、上記Ⅲに記載の改善措置実施状況にあるなか、今回の不適切な適時開示という現状を重く受けとめ、適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に迅速かつ正確な会社情報の開示を行える社内体制の確立に努めるべく、上述したⅠの1.~5.にて示した問題点を踏まえて、上記Ⅱ記載の内容に加えて、以下の通り追加で改善措置を講じてまいります。

1. コンプライアンスに関する意識の強化

当社はコンプライアンスに関する意識強化に取り組んでおりますが、さらなる徹底を目指し、下記のとおり具体的に取り組んでまいります。そして、当社は、法令等に従った適切な開示を行うことで、上場企業として、経営の健全性、透明性を確保し、投資家並びに利害関係者に対しての説明責任を果たせる体制を整備してまいります。

① コンプライアンス重視の精神の徹底

当社代表取締役社長渋谷猛並びに代表取締役専務布山高士が当社グループのコンプライアンス指針を掲げ、それを遵守することを宣言し、当社グループ従業員に周知徹底してまいります。

② 経営陣のコンプライアンス意識の強化

当社の経営陣に対し、グループ管理全般に関するコンプライアンス研修を実施し、外部セミナー等にも参加してまいります。

③ グループ従業員へのコンプライアンス遵守に関する指導

当社経営陣が研修やセミナーの結果を当社グループの従業員に対しフィードバックし、コンプライアンス遵守の指導を行ってまいります。

2. 当社経営陣及び従業員の適時開示に関する体制強化

当社は適時開示について求められる一定の水準に達し、上場会社として適時開示業務を適切に執行する体制を整備してまいります。

① 経営陣による適時開示に関する体制強化

今後たとえ担当者の異動・退職等、実務体制に変更があっても、経営陣が強い意識と行動力を持って、適時開示に関する意思判断ができるよう改めてまいります。具体的には、当社代表取締役である渋谷猛と布山高士を中心に会社の重要情報を集約させ、横断的に他の取締役及び従業員に情報伝達し、各企業活動につき適時開示が必要かどうかの報告・連絡・相談する内部統制及び内部管理体制を強化してまいります。

② 経営会議の開催

今現在、月 1 回の定時取締役会開催及び臨時の取締役会を適宜開催しておりますが、これに加えて、週に 1 回以上の取締役を中心とした経営会議を開催し、必要に応じて外部の専門家（弁護士、会計士等）にも参加していただき、その意見を隨時取り入れ、適時開示に関する的確な意思判断を行える体制を構築してまいります。

③ 社内研修会・勉強会の実施

当社経営陣・従業員に対して、会社情報の適時開示の重要性を再認識させるため、社内にて研修会・勉強会を行ってまいります。具体的には、札証発行の「会社情報適時開示ガイドブック」を活用し、適時開示体制に求められる知識を一定の水準まで到達させてまいります。同時に社内で「適時開示マニュアル」を早急に整備・作成し、必要な時期に必要な適時開示を行える社内体制を構築してまいります。

④ チェック体制の強化

当社経営陣・従業員による密な意見の交換を行い、開示文を発表する前に経営陣を含めた二重、三重のチェック体制を導入致します。それにより、開示文作成者・開示担当責任者・経営陣による最終チェックを導入することにより、適切な開示体制を構築してまいります。

V. 実施のスケジュール

本改善報告書に沿った改善措置に本日より順次取り掛り、まずは平成 23 年 12 月 1 日に経営会議を行い、体制を整えてまいります。その後、12 月上旬に会計監査人同席による内部統制の基本方針と評価範囲の確認と内部統制監査のスケジューリング、平成 23 年 12 月 15 日の取締役会にて、社内規定・子会社管理規定の見直し・整備における報告及び決議を行う予定としております。同時に社内研修等を通じて、従業員の知識の向上及び適時開示に関する意識の向上に努めてまいります。また、本改善措置実施状況については改めてご報告させていただきます。

VI. 最後に

当社は今回の事態を真摯に受け止め反省し、今後は、取締役はもちろんグループ会社全従業員が適時開示の重要性につき再度認識を改め、開示体制を含めた内部管理体制の再構築、そしてコーポレート・ガバナンスを徹底し、このような事態を二度と起こさない体制を構築してまいります。

以上